

子どものためのワンストップセンター（CAC）に 関する視察レポート

National Children's Advocacy Center (NCAC) 及び Bairns' Hoose

認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ

目次

1.	概要	2
2.	米国アラバマ州における NCAC 視察に関して	4
(1)	NCAC について	4
A)	児童虐待事案の処理の実情	4
B)	FBI における子どもへの取調べ、NCAC との関係について	5
C)	司法面接に関して	6
(2)	Crisis Services of North Alabama について	8
3.	英国スコットランドにおける Bairns' Hoose 視察に関して	10
(3)	Bairns' Hoose について	10
A)	機関の概要	10
B)	視察により得た知見等	10
(4)	Children1st について	12
4.	報告者の雑感	14
5.	関連資料	16
6.	編集者一覧	16

1. 概要

本レポートは、2024 年 11 月の米国アラバマ州における National Children’s Advocacy Center (以下、NCAC) 視察及び 2024 年 3 月の英国スコットランドにおける Bairns’ Hoose 視察で得た知見及び報告者の雑感をまとめたものである。

・米国アラバマ州における NCAC 視察

① 主な訪問機関

National Children’s Advocacy Center (NCAC)、Crisis Services of North Alabama

② 視察目的

NCAC を訪問するなどして、米国における司法面接の実情を把握するとともに、CAC モデルに関する情報を収集する。

③ 視察期間：2024 年 11 月 11 日（月）から 11 月 20 日（水）まで

④ 視察メンバー：田中駿登、飛田桂、清水瞳 岡田志保（同行通訳）

⑤ 訪問日程

11 月 12 日（火）	視察メンバーミーティング
11 月 13 日（水）	Crisis Services of North Alabama Janet Gabel 氏 – Executive Director – Crisis Services of North Alabama Rebecca Barry 氏 - Sexual Assault Response Coordinator Cherelle Locke 氏 – MSW - Domestic Violence & Outreach Services Program Director Iris Folsom 氏 – Victim Services Coordinator – Court Advocate Tori Robbins 氏 – Forensic nurse examiner – RN SANE-A Liana Hill 氏 – Forensic Nurse Examiner Program Director – MSC RN SANE-A SANE-P
	National Children’s Advocacy Center (NCAC) Paul D. Steele 博士よりアメリカの法制度について解説
11 月 14 日（木）	National Children’s Advocacy Center (NCAC) Linda Cordisco Steele 氏、Nola Hall 氏 建物等案内、ヒアリング、司法面接の様子を見学
11 月 15 日（金）	National Children’s Advocacy Center (NCAC) Linda Cordisco Steele 氏、Nola Hall 氏 MDT 会議視察、司法面接の様子を見学
11 月 16 日（土）	(休日) U.S. Space & Rocket Center 見学

11月18日(月)	National Children's Advocacy Center (NCAC) Linda Cordisco Steele 氏、Nola Hall 氏 ヒアリング、司法面接の様子を見学
-----------	---

・英国スコットランドにおける Bairns' Hoose 視察

① 主な訪問機関

The University of Edinburgh、Bairns' Hoose、Children1st、Children's and Young People's Commissioner Scotland

② 視察目的

Barnahus モデルとして設立された Bairns' Hoose を訪問するなどして、児童虐待事案対応のためのワンストップセンターやCACまたはそれらに類似した機関を今後我が国で設立するための情報を収集する。

③ 視察期間：2024年3月16日(土)から3月25日(月)まで

④ 視察メンバー：田中駿登、新井香奈、ほか名古屋大学などから4名(うち、1名現地通訳)

⑤ 訪問日程

3月18日(月)	エジンバラ大学 School of Social & Political Science Prof.J.Devaney, Prof.Mary Michell, Dr. Louise Hill & Eilidh Lamb (PhD student)
3月19日(火)	エジンバラ大学 CREID, Moray House School of Education Prof.Gillean McCluskey & Prof.Sheila Riddell
	Bairns' Hoose 訪問 Dr. Louise Hill, Mary Glasgow
3月20日(水)	New Lanark
	グラスゴー大学 Private Tour
3月21日(木)	エジンバラ Children1st
3月22日(金)	Children and Young People's Commissioner Scotland
	MYPAS Nancy さんとミーティング(先方都合でキャンセル)

本レポートは、両視察の目的も踏まえ、主として、ワンストップセンターやCACまたはそれらに類似する機関の設立に向けた情報に焦点を当てて、両視察をまとめている。また、本レポートでは、単に訪問機関で得た知見等のみならず、それらを理解するために有用と思われる関連情報も併せて併記している。そこで、【4. 報告者の雑感】を除き、両視察に関連する補足情報等については、視察により得た情報との違いを明確化するため、〔 〕を用いて示している。

2. 米国アラバマ州における NCAC 視察に関して

(1) NCAC について

NCAC については、Bairns' Hoose とは異なり、すでに国内でも紹介がされていることから、本レポートでは、NCAC に関する全体的な説明等は概略に留め、今回の視察でのインタビューや意見交換などを中心に報告する。

A) 児童虐待事案の処理の実情

米国では、CAC は公的機関ではなく、私的団体であることが通常である。そのため、あくまでも、CAC 自体は、捜査機関や CPS、HIS などとは独立に活動しており、複数機関の mediator としての機能も果たしている。また、NCAC に関していえば、司法面接や子どもに対するセラピーの提供などが NCAC の担っている重要な機能である。〔NCAC の重要な機能である Multi-Disciplinary Team (MDT) の促進は、同一の場所で関係機関がともに職務を行っていることにも起因している。このようなスタイルが米国のアラバマ州ハンツヴィルで始まったことは、単なる偶然ではなくそれなりの理由があるように思われる。というのも、ハンツヴィルには MDT の基盤となる経験が存在していたからである。すなわち、ハンツヴィルには NASA の研究機関が存在している。NASA でもかつては各部門が独立で活動していたが、ロケット打ち上げでロシア（当時のソ連）に後れを取っていた。そこで、関係する部門で共同して開発を進めた結果、開発が大幅に促進されたようである。このような都市のバックグラウンドは NCAC の発展・実践を参照する上では重要な要素となりうる。今回の視察では、先方との調整の都合で時間があつたため、ハンツヴィルにある NASA の施設を見学することができ、ハンツヴィルという都市を理解するうえで大変有意義な経験ができた。〕

NCAC を中心とした児童虐待事案対応はあくまでも各機関が独立にその職権で行っている。ただし、MDT の重要性は強く認識されており、各機関の職責、事案対応の方針や情報共有の方法などについては、メモランダムで関係機関が合意をしており、それに基づいて事案対応がなされている。また、米国では、児童虐待の通告があつた際には、捜査機関と福祉機関がクロスレポートをする仕組みが確立されている。このことも、両者の協働を促進する要素となっている。加えて、通常、通告があつたのち、48 時間以内に NCAC に子どもを連れてきて司法面接を実施しているとのことである。

特に刑事事件としての処理に関して、今回の視察で次のような知見が得られた。まず、米国においても、ネグレクトでの刑事的処理は稀であるとのことである。これは、証拠上の立証の困難が影響しているようである。反対に、身体的虐待については、ネグレクトに比べて証拠が確保しやすく、証拠が保全されている場合には刑事的処理も多くなされているようである。また、米国では通常、刑事事件は答弁取引で処理されており、そのことは児童虐待においても変わるところはないとのことである。しかしながら、保護者による虐待の場合、

その理由は他の事件一般とは異なり、法廷で子どもに供述させることへの影響などを加害者側が懸念し、答弁取引に応じているとのことであり、興味深い点であった。

また、NCACにおけるMDTにおいては、MDT会議が非常に重要である。そこでは、当該週にNCACに連絡があった事案及び継続している事案について、事案の概要を示したペーパーをもとにMDTで今後の方針が決定される。今回の視察で見学させていただいたMDT会議では15件ほど事案が取り上げられたが、全体として1時間ほどで会議が終了した。とはいっても、実質的な議論が存在しないわけではなく、むしろ、必要な内容については積極的に複数機関からの意見が飛び交っていた。議論が白熱した際にそれをまとめる議長の采配にも目を惹くものがあった。効果的な多機関多職種連携には他の機関に対する理解が必要であることが頻繁に指摘され、同一の場所で協働して活動することがそのための一つの方法であることは我が国で主張されることも多い。しかしながら、MDT会議の様子を見ると、単に同じところで同一の問題について活動を共にするというだけではなく、他の機関へのリスペクトを持ちながら、互いに自分の意見をぶつけること、言い換えれば議論をおそれないことが重要であるように感じられた。このことは、互いに自分の責任を果たし、事案に対する責任を他責しないことにもつながっているように感じられた。これらのことを体感できたことは、今回の視察の成果の一つと言ってよいであろう。現状の我が国における代表者聴取等の実践における各機関の実感を聞く限り、以上の点は我が国では不十分と言わざるを得ず、単に外観や形式だけをまねるのではなく、そこでの当事者の意識やマインドも十分に調査・分析する必要がある。

なお、NCACでは、司法面接者、law enforcement officer（警察官や検察官）など、複数の機関の者が執務しているが、それぞれに個室が与えられていることは大変興味深かった。その理由まで深く伺うことはできなかったが、特に警察官などはアメリカにおいても一つの部屋で複数の者がともに職務を行うことが通常なようであるが、NCACではLEの要望に応じて各人に個室を与えているようである。また、複数の機関が共同で働き、一定の情報を共有していることに起因しているのか、それぞれの機関ごとにある程度建物のセクションが区切られているが、相互に行き来が可能で、多くの者が扉を開放していたことも印象的であった。

その他、one-way mirrorが付いた取調室や家族の待合室があるなど、児童虐待対応に必要な措置等をNCACの場所だけである程度行える環境となっていた。

B) FBIにおける子どもへの取調べ、NCACとの関係について

連邦制を採用する米国では、連邦事件についてはFBIが捜査を担当している。FBIが担当する事件には、ポルノ画像の電子送受信や性的搾取のための取引等（child trafficking）などがあり、いずれも児童虐待に関連する重要な事案である。ただし、FBIは連邦の捜査機関である一方で、子どもや家庭の福祉は通常州の管轄であるため、両者の協働は必ずしも十分ではない。そのため、FBIがNCACやCPSなどに協力を求めることはそれほど多くなく、

また、保護や福祉の観点を踏まえた事件対応は乏しいという印象を NCAC 側としては抱いているようである。

また、FBI でも独自に司法面接が実施されているが、その実施態様は NCAC などの州で行われるものとは相当程度に異なるようである。まず、司法面接の実施までの期間が、アラバマ州であれば通告から 48 時間以内であるのに対して、FBI では事案発覚から 1 か月～2 か月後であることが通常である。その理由は、上述したような FBI が取り扱う児童虐待に関連する事案では子どもの供述以外の何らかの証拠が存在していることが多いことから、FBI としては十分な証拠がそろってから司法面接を行う方が良いと考えられているからとのことである。これに付随して、FBI が自前で用意している司法面接のプロトコルでは証拠の提示も許容されているようである。その理由には、すでに多くの証拠が集まっており、その真偽を確かめる必要性が高いことに加えて、FBI が取り扱う児童虐待に関連する事案では子どもの側が犯罪の実現に何らかのかたちで加功していることが多く、完全な被害者として子どもが扱われているわけではないことによる。これらのことは、NCAC 側には、子どもの福祉に対する配慮を欠いていると映っているようである。〔関連して、現在、一部の国では、被害者である子どもに対する司法面接だけでなく、被疑者である子どもに対する司法面接のプロトコルも開発されている。被害者、被疑者という立場で子どもを区別する理由は必ずしもないこと、被疑者とされている子どもであっても過去（又は現在進行形で）に虐待の経験を有していることが多いことなどが、当該プロトコルの開発や実践の端緒となっている。〕

C) 司法面接に関して

司法面接に至るまでの聴取について現在、我が国では関心が高まっている。NCAC においても、同様に、司法面接に至るまでに保護者や教職員らによる聞き取りが子どもの記憶や供述に影響しうることが懸念されていた。そのこともあいまって、米国では、できるだけ早期に司法面接を実施しているようである。また、米国では、小学校等に police が在駐していることが通常である。そのため、教職員は虐待の疑いを知ると即座に在駐している police に連絡を取り、その後の対応を決定しているようである。〔加えて、米国では、児童虐待の通告義務者の通告懈怠に対する制裁が用意されるとともに、研修制度も用意させていることが通常である。〕このような制度により、司法面接前の聞き取りによる影響を最小限に抑える取組みがなされている。加えて、親などによる影響として多いのは、被害について黙っていることを求められることなどであり、そのような影響はラポールを適切に形成し、子どものナラティブを促すことで最小限に抑えることができる。そのため、司法面接前の聞き取りによる影響は、問題ではあるがそれ自体が司法面接の結果を大きく左右することはないと考えているようである。ただし、もちろん、捜査機関や福祉機関などの事案対応に当たる機関による聞き取りは、厳格に取り扱う必要があるとのことである。

次に、司法面接の空間については、以下のような点は我が国の実践にとっても重要であると思われる。

- ・司法面接室に絵画が掛けられている。(ただし、妄想等につながるものではなく、自然などをモチーフにしたもの)

絵画は、司法面接室が落ち着いた空間であることを子どもに伝える効果を持ち、子どもがより話しやすくなる効果も期待できる。我が国では、一切の絵画等が不適切であるとの認識が広まっているように思われるがそれは必ずしも正しくない。

- ・司法面接室に少し重みのあるぬいぐるみ、ブランケットなど置かれている。
- ・子どもが手遊びをするために道具が用意されている。

手遊びの道具も我が国では避けられている傾向がある。しかしながら、被害体験を想起しながら(リコール)自身の言葉で語る(ナラティブ)ことは、心理的な負担が大きい行為である。その極度のストレスを和らげ子どもを語ることに向けさせる手段として手遊びの道具が有用である。

NCAC では、司法面接者が司法面接を行い、関連機関がそれをモニターで見ている。NCAC では、司法面接の記録は捜査機関(District Attorney)が所有する物とされている。そのため、福祉機関は必要な場合には面接中にメモを取ることで対応している。福祉機関が司法面接の記録を直接共有しないのは、福祉機関が行う保護は捜査に先行して行われることが多く、加害者に情報が漏洩するおそれがあるからということだそうである。

司法面接者に関して、NCAC に所属している司法面接者に移動があったようである。その結果、熟練の司法面接者による面接を数件と、司法面接者としてのトレーニングを受け始めて1年程度の者による司法面接を数件見ることができた。双方を比べると、素人目からしても大きな違いがあり、後者には成長の余地が見受けられた。しかしこのことは、翻って、まだまだ成長の余地が残る者であっても司法面接者として活動しており、いまだ十分には司法面接者の技術を身につけているとは言いがたい我が国の司法面接者であっても、そのスキルが必ずしも否定されないことを意味しており、勇気づけられた。他方で、NCAC では熟練の司法面接者によるスーパーバイズなどを受けることができる点で、やはり我が国とは大きな差があることは否めない。司法面接者の育成という観点からは、今後は、ピアレビューやスーパーバイズの方法なども検討することが不可欠であろう。

司法面接者に関して気になった点は、その他にもある。それは、NCAC から別の機関などに移動したものは必ずしも司法面接者としての職務を続けているわけではないということである。熟練の司法面接者曰く、司法面接者が別の場所に移動する理由は面接することしかできないことを歯がゆく感じ、セラピーなどに関心が移ってしまうことが多いからだそうである。そのため、直接言及はされなかったが、司法面接者の職務に定着し、スキルの研鑽を積み、司法面接者として活躍する人材は相当に限られており、NCAC においても司法

面接者の育成には課題があるように感じられた。

(2) Crisis Services of North Alabama について

今回視察することができた Crisis Services of North Alabama（以下、Crisis Services）は、子どもだけでなく成人も含めて、DV など親密な関係の者から暴力等を受けた者に支援を提供する NPO 団体である。本レポートでは、子どもに対する支援に限定することにする。

Crisis Services は、被害者の精神的なサポートや survivor としての支援を中心に担っている。児童虐待事案の場合には、子どもへのサポートと同時に非加害親へのサポートも同時に行っている。ただし、Crisis Services で提供されるサービスはセラピーとは異なり、あくまでもサポートである。他機関とのかかわりという観点からは、サポートの一環として Crisis Services は必要に応じて関係機関につなぐ役割を担っている。児童虐待事案の場合には、その関係機関に NCAC も含まれている。そのため、報告者らが見学させてもらった NCAC での MDT 会議に Crisis Services の職員らも出席していた。

児童虐待事案の場合、Crisis Services の職員は通告義務者として CPS に通告を行う義務を負っている。ハンツヴィルの場合、これにより捜査機関及び NCAC にも同時に連絡がいくことになるため、通常、NCAC での司法面接後にサポートを開始することになる。ただし、緊急の場合などでは、Crisis Services は 24 時間体制で対応している強みを生かして、他の機関に先行してサポートを提供することもあるようである。

また、Crisis Services では、系統的全身診察も実施している。ただし、児童虐待事案の場合には、子ども（14 歳未満）の系統的全身診察を行うためには、捜査機関か福祉機関のいずれかが事案に関与していることが不可欠である。というのも、アラバマ州では、14 歳未満の子どもに対する治療などのサービスを提供する場合には、親の同意が必要とされており、捜査機関か福祉機関による介入というかたちで親の同意を代替する必要があるからである。14 歳以上の場合には、子ども自身の同意が要求され、それで足りる。

診察室を見学して印象的であったのは、情報共有がシステム化されている点である。すなわち、診察の結果はデジタル記録として記録され、その内容はオンライン上に保存される。そのうえで、閲覧権限のある者だけが必要な情報にアクセスできるようになっていた。加えて、情報の利用履歴（画像加工の経歴など）やアクセス履歴なども記録されるシステムとなっていた。このような方法は、情報共有の方法として一つありうる姿のように思われたが、他の機関との間でどのように共有しているのかは必ずしも十分には判明しなかった。

また、Crisis Services 独自の取組みとして、2004 年から、town 規模の警察と協力して、Responder Program を実施しているとのことである。その内容は、警察が児童虐待の通報を受けて現場に臨場する際に、Crisis Services の職員も同伴するというものである。現場では、警察が家庭への介入や犯罪に関する証拠の収集を行い、Crisis Services が被害者である子どもや非加害親と話すなどして、その時点からサポートを開始することが当該プログラムの目的だそうである。この実践は、我が国でいうところの児童虐待防止法上の臨検捜索と

その際の警察への援助要請と類似のものであるが、関連機関、主たる主体などの点で違いがみられる。詳細について、把握する時間がなかったが更なる調査をする価値はあるように思われる。

3. 英国スコットランドにおける Bairns' Hoose 視察に関して

(3) Bairns' Hoose について

英国スコットランドにおける Barnahus モデルである Bairns' Hoose について日本国内向けに紹介しているものは管見の限りでは存在しなかった。そこで、視察して得た知見などとともに、Bairns' Hoose の概要等についても簡単にではあるが言及する。

A) 機関の概要

Bairns' Hoose は 2023 年 8 月に設立された Barnahus モデルの機関である。〔Barnahus とは、子どもへの性虐待に対する多機関による事案対応を促進するために、1998 年にアイスランドで設立された機関であり、現在、ヨーロッパを中心に拡大している。Barnahus は米国の CAC をモデルに設立されたが、大きな違いは、米国の CAC の多くは公的機関ではないのに対して、Barnahus は公的機関として当該国の法制度や手続に組み込まれていることである。〕

Bairns' Hoose はグラスゴーに位置しており、子どもの声を聴くことができる場所を目指した機関である。Bairns' Hoose の運営には、charity organization (日本でいうところの NPO) である Children1st を中心に、Victim Support Scotland、Children England 及び Edinburgh 大学が携わっている。その運営資金は、スコットランド政府による、Postcode Lottery の Postcode Dream Fund である。現時点での中心的な活動は、子どもに対する司法面接及び recovery のためのサポートの提供である。〔Barnahus モデルでは、共通部分はあるものの、各国や地域で相当の差異がみられる。スコットランドのように、子どもの初期供述を司法面接で確保することを主たる目的としていることも少なくない。〕

なお、Bairns' Hoose は、より適切な児童虐待への対応に向けた Barnahus モデルのスコットランドでの導入に向け、その課題などを明らかにするためのパイロットプログラムとして設立された機関である。そのため、現時点では、まだ試験段階であることに注意が必要である。〔Bairns' Hoose の設立の背景として、①recovery が組み込まれていないために、全体として trauma を強化するような制度になっていること、②組織間の意思連絡が十分ではなく、互いの役割や権限に対する誤解、過度な期待などがみられること、③特に charity 団体が主体となっている領域に関しては、資金が安定せず、出資元が変わるたびに施設の方針が変わるなど、長期的な視点で運営が困難であったこと、④特に刑事手続が絡むと、手続が長期化しやすく、その分、子どもや親などが長期間不安定な地位に置かれることにより支援も非効率になっていたこと、など挙げられる。〕

B) 視察により得た知見等

Barnahus モデルの機関の設立にあたっては、スコットランド国内でも司法機関を中心に反対の声が強かったようである。しかし、Children1st を中心に各種のキャンペーンを 15 年

以上かけて行い、Bairns' Hoose の実現につながったとのことである。そのキャンペーンには、以下のようなものが含まれる。

- ・ Jenny Scott 氏による Barnahus に関するメモランダムが効果的であった。
- ・ Lady Dorrian 氏 (Lord Justice Clerk) が forensic interviewing についての研究報告や Barnahus モデルの必要性についての議会公演を行った。
- ・ ブラギ氏をスコットランドに招待し、Barnahus モデルについて講演を実施した。
- ・ アイスランドへの視察に議員等を連れていき、実現可能性を示した。
- ・ 大人の女性の被害者との対比で、子どもに対する救済の必要性も強調した。
- ・ 問題を指摘するだけでなく、solution も併せて提示した。
- ・ 子どもの声を直接公衆に示した。(例) 虐待被害を受けた子どもが作成した詩の公開など。

以上のように、法律家のみならず、多様なアクターが Bairns' Hoose の設立に関与している。特に興味深かったのは、Barnahus モデルを最初に実装したアイスランドとの地理的距離が近いために、当地での様子を国会議員などに直接示せたことが最も大きかった、と関係者が語っていた点である。

Bairns' Hoose では、子どもの声を聴くことができる場所を目指し、その場の創造にあたり子どもの声を反映することを基本姿勢にしているとのことである。その実践の一つとして、当該施設を設計するに際しては、子どもの意見を聞き、子どもの目線から居心地が良い場所づくりに努めたとのことである。

現在、Bairns' Hoose では、主に、司法面接と子ども及び家族への recovery の提供を実施している。Bairns' Hoose 自体は、周囲の住宅と外見上ほとんど違いがなく、施設としてもそれほど大きいものではない。そのため、捜査機関 (主として police) や福祉機関 (social worker) は司法面接のために近隣から Bairns' Hoose に集まり、必要事項について打ち合わせ等を行っているとのことである。

Bairns' Hoose における司法面接や関連する手続は、以下のような特徴があるとのことである。大半のケースでは、ケースワーカーや親が Bairns' Hoose に連れてくる。この時点で子どもは Bairns' Hoose がどのような施設であるかについては理解していることが多い。子どもを連れてくるにあたっては、親の同意を取ることが前提となっている。緊急の事案などでは、警察は親の同意なく子どもを Bairns' Hoose に連れてくるのが可能である。ただし、親との関係が悪化するおそれがあるため、なるべく強制的な方法は利用しないことになっている。なお、警察やケースワーカー、コミュニティなどの間でパートナーシップが存在しており、親が反対することは比較的少ない。また、親が子供を Bairns' Hoose に連れていくことに反対している場合は、そのことがリスク要因と評価される。

司法面接の実施にあたっては、警察と福祉機関が子どもの様子を見ながらいずれが実施するかを決定する。司法面接を実施する場合には、Bairns' Hoose には全員で4名程度集まる。ただし、第三者加害の場合には、福祉機関が関与せず、警察のみで実施する場合もある。

反対に、虐待の疑いが低い場合には、child healing（治療）の対象として福祉機関が継続的な関与を続け、警察の関与は少なくなる。Bairns' Hoose 開設後、2023 年 10 月から現時点まで、約 80 人に対して Bairns' Hoose で司法面接を実施している。

なお、Bairns' Hoose はパイロットプログラムの段階であることから、研究機関である Edinburgh 大学が運営に携わっており、関係者の意識の変化等についてナラティブをベースとして研究が実施されている。その研究の結果、関係者の意識は大きく変化しており、司法面接を Bairns' Hoose で実施することの利点を捜査機関も実感しているようである。〔視察後の研究成果などを概観すると、Bairns' Hoose により関係機関の相互理解が進んだ、子どもや家族の面での安全・安心が促進されている、などの効果が報告とされている。その反面、課題として、現時点では関係機関は独立した意思決定を行っており必ずしも統一した判断がされずなお齟齬が残り続けていること、公的機関と Children1st との情報共有が必ずしも十分に行われているわけではなく、特に recovery の実施に支障が生じていること、などが指摘されている。〕

今後は、系統的全身診察やその他の治療などを提供できるようナースなどが常勤することを予定しているとのことである。

以下は、Bairns' Hoose の施設としての特徴の一部である。

- ・子どもの声を聴いて、それを反映した施設になっている。（水（噴水？）の音が聞こえる、など）
- ・住宅街の中に存在する普通の家。
- ・車椅子でも利用しやすい設計。（段差がない、など）
- ・庭に子ども用の家がある。
- ・子どもの支援などを検討する部屋には、子どもが使えるロッキングチェアがある。
- ・待機室がおおむね 10 歳を目安に年少向けと年長向けの 2 つ用意されている。
- ・interviewing room のカメラは 4 台。子どもが動き回ることを前提にした作りとなっている。
- ・面接者はイヤピースを付ける。
- ・モニタールームでは、ラップトップを持ってきて設置する。（常設していない）
- ・相当の防音設備。
- ・子どもが出廷しなくてもよいように、ビデオリンク用の部屋がある。まだ利用されていない。

(4) Children1st について

Bairns' Hoose の活動について理解する上で重要と思われる Children1st について、項を分けて紹介する。

Children1st は、1884 年に James Graham 氏により設立されたスコットランドの charity organization であり、スコットランド全土に 17 の支部を有する。職員数は 300 人程度であ

る。団体設立以後現在まで、団体に関与した子どもの記録など、団体が作成した資料等がすべて Glasgow 大学に保存されている。このことは、Bairns' Hoose の設立に向けたキャンペーンでも、スコットランドにおける子どもや家庭への介入方法を提案するうえで大変重要であったとのことである。

過去の団体の活動として特に興味深いのは、inspector による子どもの一時的な保護である。social worker や police、元軍人などから構成されていた inspector と呼ばれる者ら (cruelty men とも呼ばれていた。) は、虐待を受けた疑いのある子どもの一時的な保護や事件の捜査を行っていた。ただし、inspector らに一時保護や事件の捜査を行う法的な権限が認められていたわけではなく、彼らの風貌等のために、事実上親権者やコミュニティに強制する権限を持っていたにすぎない、とのことである。1968 年に Social Worker Act が制定され、social worker が登録制になり、social worker に役目が引き継がれるようになっていったことで、inspector は活動を終えている。これらのことは、警察や福祉機関が子どもを Bairns' Hoose に連れていく際の手続や法的権限に影響しており、今後の調査にあたっては考慮が必要である。

4. 報告者の雑感

以上のような両視察の内容を踏まえて、以下では、CAC やワンストップセンターまたはそれらの類似する機関や司法面接を含む児童虐待事案対応全体に関する、報告者の雑感を示す。なお、ここでは、特定の制度のあり方を示すというよりも、両視察を踏まえて、現在の我が国における課題や CAC モデルと Barnahus モデルの差異などを明確化し、今後の検討の参考にすることを目的としている。

まず第1に、今回の視察を通して、改めて CAC モデルやワンストップセンター又はそれに類似する機関の必要性を痛感した。特に、Bairns' Hoose ができるまで、スコットランドでは虐待を受けた子どもがセラピー等に適切に接続されず、被害からの回復が不十分であった点が強く強調されていた。この点は、我が国でも類似の状況があると思われる。児童虐待の場合、被害自体が子どもに相当の認知的な負荷をかけているだけでなく、被害者である子どもは自ら必要な情報を探す能力が不十分であることも少なくない。そのため、子どもの回復を支援するという観点からは、必要なサービスがワンストップで提供されることは子どもにとって非常に有益であろう。

今回の両視察で主として視察した NCAC と Bairns' Hoose はそれぞれ共通点と差異が多くあり、それらを比較しながら検討することで得られる知見も多いと思われる。

そこで、第2に、NCAC と Bairns' Hoose の共通点を見ると、いずれにおいても、建物や空間が child-friendly であった点が非常に参考になった。前者については、外観、内装ともにすでに知られていると思うが、後者は他の一般住宅と変わらない外見であると同時に、内部も待合室が対象年齢別に2部屋用意されていたり、面接前後に子どもがリラックスするための空間が用意されていたりした点は大変興味深かった。また、その設計に当たり、過去に虐待対応の手續に関わった子どもやそれ以外の子どもから意見を集めるなど、子どもの目線から空間設計している点は、検察庁や警察署などに設置された司法面接室の設計を鑑みると見習うべき点が多々存在しているように思われる。なお、Barnahus モデルでは子どもの意見を手續等に反映させるべく Barnahus での司法面接後しばらくの期間（1週間～2週間が多いようである）が経過した後に、継続的なケアを提供すると同時に、手續の感想を聞くなどしているところが多いようである。我が国においては、その機能は児童相談所が担っているように思うが、そこで得た内容を MDT メンバーで共有する仕組みを考える必要がある。

ただし、第3に、NCAC と Bairns' Hoose の違いについて触れることにしたい。両者の最も大きな点は、前者が民間組織であるのに対して、後者が公的機関としての公的手續に組み込まれている点である。それぞれに一長一短があるように思われる。前者の場合には、民間組織の利点を生かして柔軟な対応が可能である。また、公的機関ではないとしても、通常 MDT メンバー間で Agreement 等が締結されているため、公的機関との連携に大きな支障が生じるわけではない。公的手續に組み込まれていないことで最も課題となるのが、資金面と司法面接の手續上の位置づけである。資金面に関しては、多くの CAC は寄付で成り立っ

ており、NCAC もそのことは変わらない〔余談であるが、NCAC にトヨタ自動車などの日系企業の寄付によるミーティングルームなどがあったことは誇らしく感じた〕。寄付によって安定的に経営が成り立つためには寄付文化が必要であり、我が国で同様の方法がうまくいくかは疑問がある。もちろん、寄付以外にも連邦などから CAC に対して助成がなされている。ただし、当該助成を受けるためには NCA による認証を受ける必要があり、その認証の内容により助成の金額も変動する。そのため、より多くの助成を受けるために各 CAC は競い合っており、CAC 間でベストプラクティスの共有が進みづらいという懸念があるようである。このことは、CAC 同士の競争による発展とすべての子どもに対するサービスの向上との間のバランス問題を突きつけているといえよう。

他方で、Bairns' Hoose の場合には、公的機関として公的手続に組み込まれているため、資金面では公的資金が安定的に投入されている。このことは、特に、長期的なサポートが必要とされる児童虐待分野において、安定かつ継続的なサポートを行う上で大きな意味がある。また、Bairns' Hoose 自体はまだその段階には至っていないが、他の Barnahus モデルを採用している国や地域では、そこで行われた司法面接の記録を直接公判廷で証拠利用することが可能なことが多いようである。これは、Barnahus モデルのキーコンセプトとして、子どもが法廷で供述しなくともよいようにすることが掲げられていることと密接に関係している。そのため、Barnahus モデルを採用する場合には、公的手続において司法面接の記録が使えるような法整備や組織体制の整備を同時に進める必要がある。したがって、その設立にかかるコストが相当に大きい可能性がある。以上のような両者の相違点を踏まえながら、我が国における制度を検討する必要がある。

両者の相違点として、NCAC は Bud Cramer 氏が設立してから 30 年以上の歴史を持つ機関であるが、Bairns' Hoose は 2023 年から事業を開始した点も挙げられる。我が国には類似の機関がほとんど存在しないと言わざるを得ない状況に鑑みると、Bairns' Hoose ができるに至った経緯や今後の発展をさらに調査することは非常に有用であると思われる。

最後に、Bairns' Hoose の特徴として、研究機関である Edinburgh 大学が事業に関わっている点である。このことは、Bairns' Hoose がパイロットプログラムとして今後のスコットランドにおける制度設計のために開始されたことを思うと自然なことではある。(ただし、Edinburgh 大学と連携することは、Children1st の代表らがカナダトロントにある Barnahus を訪れ、その実践を輸入する意義があると主張したことに因るとのことであった。) 当事者の日々の活動の中で改善を図ることも当然不可欠であるが、研究者という当事者とは少し外れた外部視点から状態を観察し、それを分析し、分析内容を広めることは、子どものために手続を改善するという観点からは非常に大きな意義があるように思われる。この点で、Bairns' Hoose の実践は非常に参考になろう。なお、Bairns' Hoose に関する研究を主として行っているのは school of social and political science であって、法学の研究が関与しているわけではないことに留意されたい。

5. 関連資料

Bairns' Hoose または Barnahus などに関して

- ・ Scottish Government, Bairns' Hoose - Scottish Barnahus: vision, values and approach (<https://www.gov.scot/publications/bairns-oose-scottish-barnahus-vision-values-and-approach/>) (2023)
- ・ The University of Edinburgh School of Social and Political Science, Bairns' Hoose (Barnahus) Evaluation - Scotland (<https://www.sps.ed.ac.uk/research/research-project/bairns-oose-barnahus-evaluation-scotland>)
- ・ Healthcare Improvement Scotland, Bairn's Hoose: Final Standards (2023)
- ・ Children1st, <https://www.children1st.org.uk/about-us/our-history/>

司法面接に関して

- ・ Linda Cordisco Steele, Continuous Skill Building for Child Forensic Interviewers (2018)
- ・ Lindsay C. Malloy & Michael E. Lamb, Biases in Judging Victims and Suspects Whose Statements are Inconsistent (2010)
- ・ Irit Hershkowitz, Michael E. Lamb, Interviewing young offenders about child-on-child sexual abuse (2024)

Crisis Services of North Alabama について

- ・ Crisis Services of North Alabama , <https://csna.org/>

6. 編集者一覧

編集委員長（代表執筆者）：田中駿登 京都産業大学法学部 助教

制作補助：飛田 桂 認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ代表理事／弁護士
清水 瞳 認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ事務局